

第四十七回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 九 号

昭和三十一年十二月十五日(火曜日)

午前十時二十八分開議

出席委員

委員長 森田重次郎君

理事 田川 誠一君

理事 中島 茂喜君

理事 川村 繼義君

理事 安井 吉典君

理事 大石 八治君

理事 龜岡 高夫君

理事 登坂重次郎君

理事 山崎 巖君

理事 重盛 壽治君

理事 華山 親義君

理事 栗山 礼行君

出席國務大臣

自治大臣 吉武 恵市君

出席政府委員

自治政務次官 高橋 禎一君

自治事務官 松島 五郎君

自治事務官 佐久間 璽君

自治事務官 柴田 護君

自治事務官 江守堅太郎君

自治事務官 山本杜一郎君

自治事務官 宮崎 剛君

自治事務官 倉橋 義長君

自治事務官 越村安太郎君

自治事務官 越村安太郎君

自治事務官 越村安太郎君

自治事務官 越村安太郎君

自治事務官 越村安太郎君

自治事務官 越村安太郎君

自治事務官 越村安太郎君

自治事務官 越村安太郎君

自治事務官 越村安太郎君

自治事務官 越村安太郎君

自治事務官 越村安太郎君

自治事務官 越村安太郎君

自治事務官 越村安太郎君

十二月十一日

道路交通法の改正に関する請願(辻寛一君紹介)

(第五五四号)

質屋営業法の改称及び質屋の商号統一に関する

請願(中川一郎君紹介)(第五五五号)

質屋営業の許可に関する請願(中川一郎君紹介)

(第五五六号)

質物引渡債権の債務者たる質屋の保護に関する

請願(中川一郎君紹介)(第五五七号)

非動産の有価証券の質屋営業法第二十条第二項

適用除外に関する請願(中川一郎君紹介)(第五

五八号)

清掃事業の地方自治体直営化による転廃業の清

掃業者補償救済に関する請願(岡崎英城君紹介)

(第七五二号)

地方交付税の税率引き上げに関する請願(田中

六助君紹介)(第七七八二号)

同(野見山清造君紹介)(第七七八三号)

同(三原朝雄君紹介)(第七七八四号)

同月十二日

地方交付税の税率引き上げに関する請願(山口

文太郎君紹介)(第八三七号)

同(内海安吉君紹介)(第八七四号)

同(佐藤洋之助君紹介)(第八七五号)

同(藤田弘作君紹介)(第八七六号)

同(中馬辰猪君紹介)(第八七七号)

同(渡海元三郎君紹介)(第八七八号)

同(藤本孝雄君紹介)(第八七九号)

同(有田喜一君紹介)(第九〇九号)

同(坂田英一君紹介)(第九一〇号)

同(坂田英一君紹介)(第九一〇号)

同(田中彰治君紹介)(第九一二号)

同(高見三郎君紹介)(第九一三三号)

同(竹山祐太郎君紹介)(第九一四号)

同(濱田幸雄君紹介)(第九一五号)

同(藤尾正行君紹介)(第九一六号)

同(藤田高敏君紹介)(第九一七号)

同(三件)青木正君紹介(第九五四号)

同(安藤覺君紹介)(第九五五号)

同(稻村左近四郎君紹介)(第九五六号)

同(内海清君紹介)(第九五七号)

同(上林山榮吉君紹介)(第九五八号)

同(龜山孝一君紹介)(第九五九号)

同(久保田四次君紹介)(第九六〇号)

同(倉石忠雄君紹介)(第九六一号)

同(佐藤洋之助君紹介)(第九六二号)

同(田中彰治君紹介)(第九六四号)

同(田中正巳君紹介)(第九六五号)

同(中島茂喜君紹介)(第九六六号)

同(藤尾弘吉君紹介)(第九六七号)

同(三件)南條徳男君紹介(第九六八号)

同(西村榮一君紹介)(第九六九号)

同(西村関一君紹介)(第九七〇号)

同(服部安司君紹介)(第九七二号)

同(福井勇君紹介)(第九七三三三)

同(福田勉夫君紹介)(第九七四号)

同(三件)福永健司君紹介(第九七五号)

同(藤尾正行君紹介)(第九七六号)

同(藤田高敏君紹介)(第九七七号)

同(藤本孝雄君紹介)(第九七九号)

同(保科善四郎君紹介)(第九八〇号)

同(堀川恭平君紹介)(第九八一号)

同(栗山秀君紹介)(第九八二号)

同(八木徹雄君紹介)(第九八三三三)

町職員の下賃金改善に関する請願(西ヶ久保

重光君紹介)(第八三八号)

同(秋山徳雄君紹介)(第八三九号)

同(外一件)安宅常彦君紹介(第八四〇号)

同(石橋政嗣君紹介)(第八四一三三)

同(外一件)卜部政巳君紹介(第八四二二)

同(外一件)角屋堅次郎君紹介(第八四三三)

同(川村繼義君紹介)(第八四四四)

同(黒田壽男君紹介)(第八四五五)

同(外三件)小松幹君紹介(第八四六六)

同(外一件)兒玉末男君紹介(第八四七七)

同(佐野憲治君紹介)(第八四八八)

同(松井茂尚君紹介)(第八四九九)

同(重盛壽治君紹介)(第八五〇〇)

同(實川清之君紹介)(第八五一〇)

同(田口誠治君紹介)(第八五二二)

同(千葉七郎君紹介)(第八五三三)

同(外三件)中井徳次郎君紹介(第八五四四)

同(中村高一君紹介)(第八五五五)

同(永井勝次郎君紹介)(第八五六六)

同(外一件)成田知巳君紹介(第八五七七)

同(外三件)二宮武夫君紹介(第八五八八)

同(外一件)華山親義君紹介(第八五九九)

同(原茂君紹介)(第八六〇〇)

同(外二件)細谷治嘉君紹介(第八六一一)

同(村山喜一君紹介)(第八六二二)

同(安井吉典君紹介)(第八六三三)

同(山内広君紹介)(第八六四四)

同(山田長司君紹介)(第八六五五)

同(山田睦目君紹介)(第八六六六)

同(受田新吉君紹介)(第八六七七)

同(栗山礼行君紹介)(第八七八八)

同(玉置一徳君紹介)(第八七九九)

同(門司光君紹介)(第八八〇〇)

同(山下榮二君紹介)(第八八〇〇)

清掃事業の地方自治体直営化による転廃業の清

掃業者補償救済に関する請願(天野公義君紹介)

(第八八四四号)

同(中村幸八君外三名紹介)(第一四三九号)
同外二件(中村庸一郎君紹介)(第一四四〇号)
同外四件(丹羽喬四郎君紹介)(第一四四二号)
同外二件(野田卯一君紹介)(第一四四二号)
同外一件(野田武夫君紹介)(第一四四三号)
同(野見山清造君紹介)(第一四四四号)
同(橋本龍太郎君紹介)(第一四四五号)
同外一件(長谷川四郎君紹介)(第一四四六号)
同外一件(畑和君紹介)(第一四四七号)
同外一件(濱田幸雄君紹介)(第一四四八号)
同(福田繁芳君紹介)(第一四四九号)
同(福田起夫君紹介)(第一四五〇号)
同外一件(福田篤泰君紹介)(第一四五一号)
同外六件(藤枝泉介君紹介)(第一四五二号)
同外一件(藤尾正行君紹介)(第一四五三号)
同外一件(保科善四郎君紹介)(第一四五四号)
同外五件(三池信君紹介)(第一四五五号)
同外一件(湊徹郎君紹介)(第一四五六号)
同(粟山秀君紹介)(第一四五七号)
同(森下國雄君紹介)(第一四五八号)
同外二件(森田重次郎君紹介)(第一四五九号)
同(森山欽司君紹介)(第一四六〇号)
同(八木昇君紹介)(第一四六一号)
同外三件(山中日露史君紹介)(第一四六二号)
同外三件(山本勝市君紹介)(第一四六三号)
同(米内山義一郎君紹介)(第一四六四号)
同外二件(渡辺美智雄君紹介)(第一四六五号)
同外五件(愛知揆一君紹介)(第一四六七号)
同(舊ヶ久保重光君紹介)(第一四六八号)
同外三件(荒松清十郎君紹介)(第一四六九号)
同外一件(伊東正義君紹介)(第一四七〇号)
同(伊能繁次郎君紹介)(第一四七一号)
同(池田正之輔君紹介)(第一四七二号)
同外一件(板川正吾君紹介)(第一四七三号)
同(内田常雄君紹介)(第一四七四号)
同外二件(内海安吉君紹介)(第一四七五号)
同外五件(大石武一君紹介)(第一四七六号)
同外一件(大泉寛三君紹介)(第一四七七号)
同外五件(角屋堅次郎君紹介)(第一四七八号)

同外八件(金丸信君紹介)(第一五〇九号)
同(金丸徳重君紹介)(第一五一〇号)
同外二件(飯谷忠男君紹介)(第一五一二号)
同(久野忠治君紹介)(第一五一三号)
同(小平久雄君紹介)(第一五一四号)
同(小平久雄君外五名紹介)(第一五一五号)
同外四件(小山長規君紹介)(第一五一六号)
同外一件(坂田道太君紹介)(第一五一七号)
同(阪上安太郎君紹介)(第一五一八号)
同外一件(椎熊三郎君紹介)(第一五二〇号)
同(澁谷直藏君紹介)(第一五二二号)
同外一件(壽原正一君紹介)(第一五二三号)
同(砂田重民君紹介)(第一五二四号)
同(田川誠一君紹介)(第一五二五号)
同(田中武夫君紹介)(第一五二六号)
同(田中龍夫君紹介)(第一五二七号)
同(田邊國男君紹介)(第一五二八号)
同外三件(高瀬傳君紹介)(第一五二九号)
同(高橋等君紹介)(第一五三〇号)
同外一件(高見三郎君紹介)(第一五三一号)
同外一件(只松佑治君紹介)(第一五三二号)
同外三件(中馬辰猪君紹介)(第一五三三号)
同外三件(塚田徹君紹介)(第一五三四号)
同外五件(泊谷裕夫君紹介)(第一五三五号)
同(中垣國男君紹介)(第一五三六号)
同外一件(中川一郎君紹介)(第一五三七号)
同(中村高一君紹介)(第一五三八号)
同(丹羽兵助君紹介)(第一五三九号)
同(根本龍太郎君紹介)(第一五四〇号)
同(畑和君紹介)(第一五四一号)
同(濱田幸雄君紹介)(第一五四二号)
同外五件(福田起夫君紹介)(第一五四三号)
同(堀内一雄君紹介)(第一五四四号)
同(堀内一雄君紹介)(第一五四五号)
同外五件(本名武君紹介)(第一五四六号)
同外三件(松浦定義君紹介)(第一五四七号)
同外十件(松浦周太郎君紹介)(第一五四八号)
同外二件(松澤雄藏君紹介)(第一五四九号)

同(松田竹千代君紹介)(第一五四八号)
同外八件(松田鐵藏君紹介)(第一五四九号)
同外四件(松山千恵子君紹介)(第一五五〇号)
同(三木武夫君紹介)(第一五五一号)
同(南好雄君紹介)(第一五五二号)
同(武藤山治君紹介)(第一五五三号)
同外四件(毛利松平君紹介)(第一五五四号)
同(森清君外一名紹介)(第一五五五号)
同(森下國雄君紹介)(第一五五六号)
同外三件(安井吉典君紹介)(第一五五七号)
清掃事業の地方自治体直営化による転廃業の清
掃業者補償救済に関する請願(長谷川四郎君紹
介)(第一四二二号)
同(泊谷裕夫君紹介)(第一四六六号)
同(藤山愛一郎君紹介)(第一四六七号)
人事院勧告に基づく給与改定の財源措置に関す
る請願(逢澤寛君紹介)(第一四九二号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方行政連絡会議法案(第四十六回国会内閣提
出第一六一号、参議院送付)

○森田委員長 これより会議を開きます。

地方行政連絡会議法案を議題とし、質疑に入り
ます。

質疑の通告がありますので、順次これを許しま
す。門司亮君。

○門司委員 これは委員長も政府の方も聞いてい
ただきたいと思いますが、きょう大臣がおいでに
なっておりますので、私の質問の最も大事な点
だけは保留せざるを得ないと思います。大臣に伝
えておいてもいいかと思うことは、御承知のよ
うに、地方制度調査会がしばらくとだえておりま
したものが新しく発足をいたしましたので、その地方
制度調査会には、政府から別段これといって答申
をしていただきたという具体的な問題は
ないが、とりあえず府県合併等について、広域行

政の必要性から当然考えられると思うので、そう
いう点をひとつ検討していただきたということ
で、地方制度調査会はその方針に基づきまして、
三回あるいは四回と思いますが、総会を開いて、
ここで府県合併に対します各委員の——ほとん
どの委員ということは申し上げかねると思いま
すが、おのおのの委員から府県合併に対する一応の
概念についてのお話があり、さらに現在では府県
合併を主とする小委員会と、事務配分を主とする
小委員会と、二つの委員会に区分されて審議が進
められております。そうした段階にありま
す。府県合併の一つの前提とも言われる、ある
いは前提ともなりかねない連絡会議法案が、四回
目と言われておりますが、提案をされて、これの
審議に向かおうとしております。私が懸念いたし
ますのは、府県合併をどういう形で推進してい
かというのには非常にむずかしい問題でございま
す。言うのはきわめて簡単でございしますが、自然
発生的にこれを求めようとするれば、結局そこ
は、いい果だけが合併をして、貧弱な府県が残
るといふことになりまして、これまた自治運営のた
めに非常に大きな障害となつてまいります。だか
らと言って、これがある程度のブロックに分けて
合併を進めるといふ強硬な手段を政府がもしと
うとしたら、それは、そこには果とのかね合
い、住民意識との連絡をどうするかというところが
問題になるかと思ひます。したがって、府県合
併というのは必要性に迫られておる一面、その実
現はきわめてむずかしい段階になっておる。し
かし、それがいま地方制度調査会には、付託とい
う形で審議が続けられております。この法案を見
てみますと、法案は日本を九つのブロックに分
けて、行政関係を行なつていくとすると、た
まにしております。しかし、行政を執行してい
くとするには、当然そこに財政が伴うことはわか
り切つたことであります。ただ県の事務だけをや
るわけにはいかないと私は思ひます。広域行政の
ためまえからいへば、当然、道路をどうするか、
あるいは河川行政をどうするか、あるいは産業立

地のたてまえからこれをどう取り扱うかというような、直接財政に触れなければならない問題に到達することは、火を見るより明らかだというよりも、むしろこの法案の最も大きなねらいはそこになければならないと私は考える。そうだといたしますならば、ただ単にこれが表面上の事務連絡というところで済まされる法案ではないのであり、現下の機構でおの十分やうにいつていけるが、国がこういう法案を出すからには、そういう決意がなければならぬ。そうだといたしますと、九つのブロックに分けてこれを行なう。それが府県合併の前提条件という形になるということになってまいりますと、地方制度調査会が今後審議いたしました結果、いかようなものが出るかわかりませんが、それとの間に多少の食い違いでもあるということになってまいりますと、審議会が審議をしたということ自身にも、きわめて不親切な取り扱いをせざるを得ないようなことになりはしないか。そう申し上げても、今日まで政府が各審議会、あるいは協議会の意見を十分に取り入れたためしはないのでありますから、いまの地方制度調査会もそのくらいいいかげんなものだ。いいかげんということばは悪いかもしれませんが、そういう考え方で議論すればそれで足りるかもしれない。しかし地方制度調査会に集まっております五十名の委員が、おのおの真剣に日本の将来の自治行政をどうするかということを実は討議をしておるわけでありまして、私もそれらの驥尾に付して、私も私も私どもなりにこの問題の検討をしている最中でありまして、したがって、横からこういう形のものでその中にはさまってくるということは、この地方制度調査会との関連で非常に無理がありはしないか。これは名前をはっきり申し上げても差しつかえないかと思ひますが、ある学者は、政府が府県合併をここに出してきておるようであるが、これよりもむしろ地方連絡会議法案を政府が国会に提案しておるのだから、こつちのほうを進めたらどうか。そしてその結果、府県合

併を奨励してみたらどうかというような、いま政府が諮問いたしております地方制度調査会の議題といひますが、要旨すらあと回しにしたらどうかという発言をされた学者もあるわけでありまして、ことほどさようにこの問題は取り上げ方はずかしいと思ひます。したがって、自治大臣なりあるいは総理大臣が、地方制度調査会に諮問されたその真意、いわゆる府県合併を望んでおられるその真意をここで聞かなければ、この問題に対して議論を進めるわけにはいかなないのであります。と申し上げますことは、地方の行政に対して国が心配をすることは一つのいき方だと思ひますが、あまりにも場当たり的な問題を次々に政府が法律をこしらえてまいりますと、結局迷うものは地方でありまして、その間にあって、審議せられておるといふと語弊がありまして、検討いたしております私も私どもとしても、迷わざるを得ないのである。われわれは血道を上げて府県合併など一生懸命やっているのだが、政府はやる意思があるのかないのかということである。やってくるであろうかという疑問さえ出てくる。だから大臣がおいでになって、地方制度調査会に提案されたことを取り消され、あるいはどういう意思で両立てでいこうとされておるか。この真意をここで伺うまで、一応私の質問はこれでやめさせていただきます。と思ひます。その後においてお聞きをしたいと思います。

同時に、せっかく出ておりますので、この機会にこの案をかりに審議するにいたしましても、きわめて重要なことは、これが九つのブロックに分けられておること、それからこれは事務的のことでありまして、それからこれは事務的のことでありますからあとでよろしいかと思ひますが、それからもう一つ、私はこの機会に重要なことで聞いておきたいと思ひますことは、この法案の中にあります問題で、ここに書いてあります、地方別の字句が使われております——私の持つておる表はこの中に書いてある表とちよつと違います。ランクがちよつと違ふようでありまして、この資料をずっと見てまいりますと、政府の見解を統一しておいていただきたいと思うことは、こういうことであります。これには北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州と九つに分類されております。政府が今日までやつておりますこれらの分類の中に違ふのがたくさんある。たとえば地方財務局の関東地区というのと、この関東地区とは、地区が違つております。さらにこういう問題を見つけ出すと限りなく実はあるわけでありまして、こういう不統一な、政府の地域名称に対する考え方というものは、これらの運営にはきわめて大きな支障を来たすことは明らかであります。地理的名称に対して、政府の統一ある見解をこの際ひとつはつきりしてもらいたい。したがって、これは自治省だけでは答弁できないと思うから、総理大臣にぜひこの問題を解決していただきます。この表に書いておりますから、皆さんもごらんになればよくわかると思う。最もはなはだしいのは、新潟県のごときは、あつちへ行ったりこっちへ行ったりしてある。ある省の管轄では関東ブロックに入つてある。地方建設局の管轄からいいますと、これが北陸ブロックに入つてある。今度の連絡会議の形からいへば、やはりこれが東北ブロックに入つてある。こういう不統一な政府見解のもとにこういうブロック制度を求めてまいりますならば、事務混乱は火を見るよりも明らかであります。同時に、地方が非常に迷惑をするのであります。したがって、統一したこれのひとつ見解を出してもらいたい。私がいま申し上げておりますのは、同じ九つに分けて、なぜこういうふうになるのであるか。一体こういうことが自治省の諸君にわからなかつたかということ。ずさんきわまりない案である。私は単にこの案の内容を広々言うのじゃありません。取り扱ひの上から、非常に地方が迷惑をするであろうからこういうことを申し上げるのではありません。同じ九つに分けて、東北地方、何々地方とちやんと地理的名称がついておる。その地理的名称が違ふ理屈はないと思う。こういう問題等についてひとつ政府の統一ある見解

を、次の機会までに聞かしていただきたい。そういうことで、一応これが先ほど申し上げました大臣の見解と違つてこの法案に対する質問のちよつと前進だと私は思ひます。その程度でひとつきよの私の質問は、一応大臣のおいでになるまで保留しておいていただきたいということ。それから、統一見解かどうかというふうな政府でまとめられるか、その辺をひとつ明らかにしてもらいたい。そしていま申し上げましたように、どつちの見解をどこに合わせようとするのかということでもあります。財務局のブロック関係あるいは地方建設局のブロック関係、これは私は至るところにこういうものがあろうかと思ひます。これをひとつぜひ合わせていただきたい。そうしないと、地方の自治体がいまでさえ非常に困つております。御承知のように、管区警察局長は八つであります。同じように、似た仕事をいたしております管区行政監察局長は八つ、財務局長は九つ、地方農政局は七つ、同時に通商産業局長は八つ、陸運局長は九つ、営林局長は十、今度でしようとしておる地方行政連絡会議が九つ。これらはいずれもいろいろな名称を使つておりますが、その中で、いま申し上げましたように、地理的名称をそのまま使つておりますものが管区行政監察局と管区警察局長。これはいずれも北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州というふうに分けられております。こういうことでございまして、ひとつ名称はできるだけ合うようにいたしておきませんと、私は地方の自治体がこれらの協議をいたします場合に、きょうの東北会議はどことどの県だ、きょうの東北地方会議はどことどの県だというふうなことで、事務上の取り扱ひからいっても、制度自身のたてまえからいっても、おかしいのじゃないかという感じがいたしますので、その資料——というよりも、統一ある見解をこの問題の審議の冒頭にひとつ要求をいたしておきます。それから、あまり意地悪いことを言うのもい

かかと思ひますので、具体的な問題に就いての資料要求をいたしたいと思ひます。

一つは、九つに分けられた地域について人口並びにその財力、あるいは人口一人当たりの所得というような問題がこの九つのブロックにおいて均等されておるかということ、それからもう一つの問題は、これと同じような形でありながら、産業立地の関係から二三の地区が私はあまり指定してあると思ひますが、これらの配分関係は一体どうなっておるか。たとえば連絡会議を開いてまいりまして、いいところだけが集まって、だんだんそこだけがよくなって、どうにもならぬところが幾ら集まってもどうにもならぬのであります。したがって、そういう点をひとつ明らかにする資料を出していただきたいということでありま。

それから、もう一つの問題は、御承知のように、かように連絡会議と名前を打ってはおりませんが、これは産業開発という名前が使われておりますが、しかし実態は、連絡協議の中でこの問題が行なわれなければならない幾つかの法律が現在ございまして、これらの関係を、法案を審議する参考として、出していただきたいのであります。それは御承知のように、昭和二十五年に国土総合開発法ができております。その目的の中には「国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から、国土を総合的に利用し、開発し、及び保全し、並びに産業立地の適正化を図り、あわせて社会福祉の向上に資する」というふうな書いてあります。したがって、この国土総合開発法が発足したとして、今日までいかなる状態でこの目的に沿うように行なわれたかということが一つであります。

それから同じように、昭和二十五年に首都建設法ができております。この中に東京が含まれておるから申し上げます。同時に、この首都建設法の中には付近の県が関連をいたしておりますので申し上げておきたいと思ひますが、昭和二十五年に首都建設法が一応できておりますが、

これは私はほとんど効果はなかったと言つていいほどの問題ではないかと考える。しかしその成果はどうなつておるか。首都建設整備がこの法律に基づいてどうなつておるかということ。

それから同じように、昭和三十一年に、いま申しました首都建設法が發展解消をいたしまして、そのあとにできた首都圏整備法というものが、総合計画の策定に対して一体、どういう推進をしてきたかということの事実があれば、はっきりしていただきたい。

次に昭和三十三年にできております首都圏市街地開発区域整備法並びに昭和三十四年にできております首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律等の制定についての問題であります。同時に、こういう幾つかの法律ができ、さらにいま現存しておりますもので九州、中国、四国、北陸、東北等の各地方開発促進法の制定がされておるのであります。これは今日いかなる状態になつておるのか。そうしてこれらの問題は、どういうブロック関係を形成しているのか。北海道は北海道、九州は九州でよろしいかも知れない。しかし、その他のブロックはどういう組織で、どういう發展の過程を今日たどつておるか。この資料をひとつ出していただかないと、せっかくこういう連絡会議ができて、すでにこういう具体的な地方開発の問題は、私は冒頭に申し上げましたように、この会議は単なる連絡会議では何にもならぬのであります。事務連絡では何にもならぬのであります。ねらいは地方自治体の開発でなければならぬ、住民の福祉でなければならぬ。だいたいいたしますならば、これに関連するたぐひの法律ができておるのであります。その中で話し合ひがされておるはずである。この効果は一体どうなつておるか、ひとつこれを詳細に御報告願ひたい。

その他の問題といたしましては、先ほどから申し上げましたように、産業関係が各ブロックに分けた場合にどうなるかということ、あるいは鉱工業の分布状態がどうなつておるかということ、こ

の機会にあなたのほうから資料として出してもらいたい。私のほうで計算しろというなら、私もかなり資料を持っておりますので計算してもよろしいが、あなたのほうで計算してもらいたい。

最後に、最も重要な資料として出してもらいたいことは、今日の府県は、行政の制度をどんなにいつてまいりまして、府県の住民のほんとうの福祉にはなり得ないと思ひます。それは財源の問題だと思ひます。どの府県にいたしましても非常に大きな赤字を出して、三分の一くらいしか自己資金を持っておらない。鹿児島とか鳥取のごときは、三分の一どころの騒ぎではない、ほとんど全部と言つていいほど財源は中央あるいは他に依存している。こういう府県の財政はきわめて窮乏して、いまの制度でも、いまの財政でもあ

る程度の府県の開発が行なわれ、ある程度の仕事はできるはずである。ところがその財政はそのまゝにして、ただ話し合ひだけしてやれといたしたところで、これはいたずらに中央官庁の出先が強くだけであつて、決して地方自治体の自主性は、これで十分とは考えられない。地方自治体の自主性を考えるならば、やはり財源をそこに与えて、十分やれる態勢を整えて、その上で話し合ひをするなら話し合ひをする場所が臨むのでなければ、結局自治体は、金を持たないでしようああしようといつても、国がこうしようああしようといつても、結局、中央集権化におちいらざるを得ないと思ひます。最も重要な問題の一つとして、府県財政を今日のままでよろしいと考へておるか。もし具体的なデータが、私はおそらくないと思ひますが、あるとするならば、今日府県が要求している満足な財政規模、自主財源を与えるならば、府県はどのぐらいいよくなるか、どのぐらいいよくなるかということです。貧乏人だけ集めて、そうしていろいろ協議をして計画を立てても、実施するのは金持ちの、国がやる。国がやれば、実際に権限を握られしめて何もできないということになる。ただ国が府県と府県にまたがる一つの大きな仕事をすることについて、お互いに協議

し合うということは私は一つの必要度があるかと考へる。そのことのために、事業を中心とした事業団がすでにできているはずである。財政を何ら考へないで、そうしてただ話し合ひだけを進めていこうとすれば、いま申し上げましたように、金を持たない連中が幾ら集まってもどんなに案を出してまいりまして、その実施にあたつては金を持つてゐる国のほうで、それならおれの方でこうやろうかということになつて、結局自主性は全く失われる。私は、この法案は、裏から見れば、中央集権に導く最も大きな弊害を残す法案ではないかと思ひます。したがって、その辺の憂慮が絶対にならないだといふ保証がつけられるならひとつ保証をつけていただきたい。また、いま申し上げましたような資料が出せるのなら、ひとつこの際出してもらいたい。そうして、この法案が通ると同時に財政処置はどういたしますかということが明確にならなければ、いま申し上げましたような、私の危惧をいたしておることももし事実となつてあらわれてくると、これは地方の自治体のあり方をますます窮地に追い込んで、そして中央集権をいたすに強くなる結果にならざるを得ない。自治省の考え方はいま私の考え方と逆な考え方である。こういう形で自治体が話し合つて、そして自治体が自主性を持つてやらないと、国の出先機関がやつて出てきて、あるいはあれをやりこれをやりして、そうしてそれに府県が追従していくからこういう法案が必要だといふことが、大体この法案を出された最大の言いわけ——といふと語弊がありますが、理由ではないかと考へられる。しかし、そのことは全く事実としては逆になるおそれがある。したがって、これだけの連絡会議をもつて地域開発をし、それから福祉の用に供しようとするならば、それを実現し得る財源処置がどの程度までできておるか。また、このことについてはひとつ大蔵大臣にでも出たいただきまして、大蔵当局がそれらのことを理解しているかどうかというふうなことも十分聞く必要があらうかと思ひます。したがつ

て、それらの点に対する資料をこの機会に、次の会議までにひとつ出していたければ、非常に幸いだと思います。

きょうは、はなはだ恐縮ですが、大臣おいでになっておりませんので、委員長にはなだ気毒ですが、冒頭に申し上げました基本的な問題を、一体どっちをどうするつもりなのかということ、一応私は政府に意向を聞いて、それから質問をさせていただきたいと思っています。きょうはこの程度で終わります。

○森田委員長 門司さんにお答えいたします。

ただいま大臣は、参議院の本会議に臨んでおられるのであります。追ってここへ見えることになっております。それまでお待ち願います。

安井吉典君

○安井委員 法案の審議に先立ちまして、私はこれは特に大臣からお答えを願いたいと思つてゐる点であります。どうも最近における法案審議に私は非常に不満を持つてゐるものであります。この間地方公務員の給与財源付与に関連するところの地方公付税の特例法案をこの委員会が審議を終えまして、参議院に送つたわけでありますが、その際、私も参議院に打ち切つたのは五日、それに前後していわゆる財政課長通達なるものが出て、いま自治体の中に非常に大きな混乱を巻き起こしております。これは私最近ちょっと二、三聞いてみましたが、期末手当にプラスアルファした場合、地方交付税からその分を差し引くというふうな趣旨の内容だそうでありまして、給与の決定方式の上に大きな影響をいま与えているわけでありまして、そういうような問題について、委員会の審議の中で、政府はあまりはつきりした言明を私はなさつていなかったように思ふわけですが、そういうふうなはつきりした言明なしに法案を通してしまつて、衆議院の手を離れてしまつたら、そういうふうな内情で何かですか、そういうふうなものをお出しになつて指導をなさるといふふうなやり方でありまして、どうも私もいま連絡会議法案

の御提案があり、それに対する審議に入つたわけでありまして、けれども、法案の審議はたとえやつていても、それさえ何とかと通してしまえば、あとは役所のほうでどんな指導をしてもいいのだ、どういふふうな行政措置をしてもいいのだ、こういうふうな扱いでは、私も真剣に審議をする気持ちになれないわけでありまして、やはり一つの問題点を、国会の中で審議をする場合には、自治省のほうは十分にその運用の方針についても委員会の中で明らかにすべきだと思ふのです。そういう点を審議の中では全くぼかしておいて、法案を通してしまつてから予想の方針をお出しになつて指導をなさる、こういう態度は私もどういふでも理解しかねるわけでありまして、そういうふうな重大な問題があつたら、審議の中に必ず明らかにして、そして審議を求め、こういう態度でなくては、この問題はもろろのこと、今後どんなふうな審議にも私も応ずるわけにはいかないと思ふわけでありまして、したがって、私はまずこの点につきまして、大臣がお見えになつておられませんけれども、政務次官がお見えでありますから、自治省としての御見解を伺つておきたいわけでありまして、

○高橋補政府委員 法案審議に關しましては、いろいろ委員の皆さま方からの御質問に對しましては政府は誠意を持つて答弁をして事態をつまびらかにする、こういうふうに進めてまいりたいと思ふのであります。何か問題があるのを隠しておいて、法案が通過したらそれを表に出して、そして皆さん方の予測されなかつたよろしくない問題をそこで起こすというふうなことはないように、つとめてまいつておるわけでありまして、今後もやはりそういう方針でございまして、国会審議に政府はさらに誠意を尽くしてまいり、こういう態度であることは申し上げるまでもございせん。

いま通達云々の問題がございましたが、それらにつきましては事務当局からなお説明を補足させていただきますたいと思ひます。

○佐久間政府委員 期末手当にいふゆるプラスアルファの問題につきましては、この夏の手当の際に、私と財政局長の連名をもちまして地方公共団体に對しまして注意を喚起いたしましたのでございまして、その点につきましては、当委員会におきましてもいろいろ御審議をいただき、御答弁を申し上げたと記憶いたしておりますが、そのときの申し上げました趣旨と全く同様の考え方で、この年末の手当に際しまして、国家公務員に準じて、しかもその支給のやり方につきましても、世上の疑惑を招くことのないような方法で処置をしていただきたいといふことは、強く私もいたしてまいりました。要望をいたしてまいつておつたわけでございまして、たまたま今回は非常に地方財政の状況が窮乏をいたしておりました状況のもとにおきまして、地方におきまして、今回の給与改定そのものを、国家公務員に準じてできるかどうかということがたいへん心配をされておつた状況でございまして、自治省といたしましても国家公務員とおりの給与改定が地方公務員の場合においてもできるように財源措置をいたさなければならぬといふことで、大臣はじめ関係の方々非常に努力をしてくださいます。また国会でも御審議をいただきました。その財源措置につきましては万全を期していただいたわけでございまして、さらに明年度の問題も目前に控えておりますが、最近におけるそういう財政の状況のもとにおきまして、財政運営の見地からいたしまして財政課長の内情が出たもの、かように存じておるわけでございまして、

○安井委員 この内容の問題につきましては、きょうは私は連絡会議法案の審議に關連いたしまして問題を取り上げたわけですから、国会審議のあり方といひますか、そういうような点でございまして、ねにとどめて、あつて委員会があるそうですから、その中でよくその内容のこまかい点について伺ひたいと思ふのであります。私はこの今度の問題につきまして重ねて伺ひたいと思ふのは、国会の審議は審議で、しかし行政指導は行政指導なのだといふふうに割り切つてしまへばそれまででありますけれども、先ほど私が申し上げたような中身かどうかこれはわかりませんし、それはまたあとで資料としてお出しただくように願うわけでありまして、特別交付税からプラスアルファ分は差し引くのだといふふうな御方針が国会審議の中にできましていたしたとすれば、なぜこの審議の中においてそういう問題を明らかにしなかつたのですか。委員側からの質問がなかつたから答えなかつただけです、そういうことなんです。

○佐久間政府委員 財政運営上の指導の見地からなされた財政課長内情でございまして、私も財政局内におきましていつごろからどういふようなことで相談がなされておりましたか、主管の局長でございまして、正確には存じませんが、当委員会におきまして御審議をいたしておりましたときに、すでに文案ができておつたといふことはなかつたろうと存ずるのでございまして、

○安井委員 その課長通達をお出しになつた岡田課長がお見えにならないわけでありまして、行政局長御存じならお聞きしたいのでありますけれども、いつお出しになつたのですか。

○佐久間政府委員 私の記憶もさだかではございませんが、たしか十二月の五日であつたかと思ひます。

○安井委員 そういたしますと、私は行政局長のさつきのお話、ちょっとおかしいと思ふのです。あの五日の日に私も最後の審議をしたわけですから、そして五日の日の何時ごろでしたか、質疑打ち切りの動議が出て、委員長が採決されたと思ふわけですね。五日にお出しになつたら、その指導方針というのは衆議院を一応通つてから私はきめたといふのは、当たらぬと思ふのですが、どうでしょう。

○佐久間政府委員 所管でございせんので、正確には御答弁いたしかねる点があるかと存じますが、私は御審議をいただきました趣旨に反してどうこうしたといふことではなからうかと思ふの

でございます。御審議をいただきました法案におきましては、地方公務員につきましても、国家公務員と同様な給与改定がなされますことができませんように国として財源措置をするということの内容にいたしました法案でございますので、その法律の御審議をいただきまして、あらかた国会で原案どおり成立をする見通しのつきました段階におきまして、いろいろ地方公共団体におきましても財源措置その他の準備の関係もございましょうから、内々財政課長の立場におきまして、給与改定に関連をいたしまして、財政上のいろいろな措置に遺憾のないように、諸注意を連絡をいたしたということであるかと存するのであります。

○森田委員長 田川誠一君。

○田川委員 大臣おられませんから、政務次官に二、三お聞きして、それに関連して大蔵省からお見えになっておりますから、大蔵省にもこまかい点をいろいろお聞きしたいと思ひます。

この地方行政連絡会議法案は、これまで過去三回の国会で成立と見ないままに至っております。しかし過去を振り返ってみますと、あるときは参議院で可決されたあと衆議院で継続審議とか、またあるときは衆議院で可決されたあと参議院での段階で未了に終わっておるのであります。今回は実に四回目という珍しい法案であります。しかもなお政府は、これを何とかして成立させたいという強い気持ちを抱いておられまして、そのねばり強いことに対してはまことに敬意を表する次第でございますが、政府や自治省の立場とか面目とかいう問題を離れて、この地方行政連絡会議というものがどうしても必要であるという点を、ごく簡単にひとつ説明をしていただきたい。簡単にけっこうです。

○高橋(禎)政府委員 自治省をいたしましたは、ただいま田川委員のおっしゃいました、えらい必要と思われほど実は熱心にこの法案の成立を望んでおるわけでございます。いまお話のございましてように、第四十三国会にこの法案が提出され

ましたが、そのときは衆議院を通過いたしました。それからいろいろの経過をたどりまして、第四十六国会に提出されましたときには参議院を通過いたしましたわけでありまして、この法案は過去に於いてともかく衆参両院を一応通過したという歴史を持つておるわけであります。そして内容的にこの必要性ということを考えますと、大まかに申しますと、これまで御承知のように広域行政ということが問題になりましたから道州制といったようなことが考えられたり、あるいは府県連合という問題が論議されたり、あるいはまた、先ほど門司委員からもお話がありましたように、現在地方制度調査会において府県合併ということについてのいろいろの検討がなされておる。その他この問題に関連していろいろの論議がございましたが、それはそれといたしまして、この法案はそれらと決して矛盾をするものでない、こういうことを第一考えております。そこで、申し上げるまでもないことでありますが、国全体の発展ということとを考えますときには、やはり中央に於けるいわゆる国の施策というものと、地方公共団体が主体性を持つて行なうところの地方自治というものがうまくかみ合つて、調和を保つて、そうしていろいろの行政、施策というものが遂行されて、そこに産業の発展もあり、文化の向上もあり、結局は国民全体の福祉は増進していく、こういうふうなやらないければならぬわけでありまして、そこで最近における世論と申しましうか、一般世間での必要性は、経済的な立場から、あるいは一般の社会生活の面等々から見まして、広域行政ということが必要である、こういうふうにならわれており、その必要性を私も認めるわけであります。それでその広域行政の要望にこたえていく問題として、先ほど申し上げましたような、府県の合併とか、連合とか、その他等々が論議されるのでありますけれども、これらはきわめて研究を要する、非常に慎重に検討して後にそれがどうなるべきかということを決定しなければならぬ関係にあるわけでありまして、その間に、率直に申し上げ

ばまして相当の日時を要するわけであります。かりにそれが、いろいろの論議されておりますように、実現いたしましたとしても、しかし、まだその間に於いて、本法案の目的としておりますような事態は、やはり必要性があるわけであります。府県合併その他いわゆる理想的な広域行政体制というものも確立いたさなければ、なおさらのこと本法案の必要性というものがあるわけであります。私自身といたしましては、こういう問題について従来いろいろ考えもし、自治省でいろいろ問題の起りましたことをいろいろと総合して考えまして、この機会においてはぜひとも本法案の成立によって、いわゆる広域行政の時代的な要望にこたえていくべきである、こういう考えを持つておるわけであります。

○田川委員 政務次官のおっしゃられることをよく承知いたしました。

そこでもう一つお伺いしたいことは、この連絡会議法案が、府県の合併とか連合とかいう問題に関連して、結局は府県の合併、連合をやるその布石の一つになるのじゃないか、こういう見方をとっている方々もあるようでございますけれども、この点について政務次官のお考えを簡単にけっこうですからこの機会にお聞きしておきたいと思ひます。

○高橋(禎)政府委員 これは先ほど申し上げたところでも大体おわかりくださると思ひますが、府県の連合であるとか合併であるとかいうものとは全然別個に考えておるわけであります。すなわち別個の目的を持つておるわけでございまして、府県の合併等がなされない現在においての必要性は先ほど申し上げましたが、かりに合併等ができたといつたとしても、やはりその規模等から考えましても、また地方公共団体と国の出先機関との連絡協調等々の必要性があるわけでありますから、お尋ねの連合とか合併等がいかに進行的なまじょうとも、本法案の独自の必要性というものはある、こう考えておるわけであります。

○田川委員 もう一度確認をしておきます。この連絡会議法案は、府県の合併とか連合とかいう問題とは全然切り離した問題であつて、そしてこの連絡会議の目的にあります地方公共団体が国の地方行政機関との連絡を強調して、そして相互間に連絡協同をはかる、そういうことによつて地方における広域にわたる行政の総合的な実施、円滑な処理を促進するということであるということに間違ひございませんか。

○高橋(禎)政府委員 全くそのとおりであります。

○田川委員 私はこの地方公共団体が、国の各地方行政機関との連絡協同を保ちつつ、相互の連絡協同をはかつていくということ、これはたいへん大切なことである。そしてこの法案の一つの大きな目的である。これはいまも政務次官がおっしゃいましたが、もう一つそれに関連してお伺いしたいのは、現在国と国の地方の行政機関、府県や市町村いわゆる地方公共団体との連絡協同がはたしてうまくいっているかどうか、私はいつてない点がいふんあるんじゃないかと思ひますが、はたしていつていないか、これは政務次官でなくともけっこうでございますから、自治省のどなたかにお伺いしたい。

○松島政府委員 国と地方団体との連絡協同を密にしていかなければならないことは、当然のことでございますけれども、現実の問題といたしましては、現在の国の出先機関が縦割りになつておるといふような関係もございまして、私どもの見るところでは、御指摘のとおり必ずしも円滑にいつていないのじゃないかというふうに考えております。私、かつて若干の関係をもちましたある県における内陸溝を埋立てるといふ問題につきましても、農業の立場、農林省の立場、あるいは工業用水を要するといふ面からの通産省の立場、あるいはさらにそれらの水を水源地までさかのぼつて各県との間にどう調整するかといふような問題について、いろいろ論議のあつたこともございまして、けれども、これらの一つの具体例を見ましても、

地が果から返されて、もう要らないといって自分のもとに払い下げられるものと信じておるわけですから、すでに株式会社も完全に設立をしておるわけですから、たしか四月の初めだと思ふ。そうして株式も募集をある程度終つて足し、事務員の給与やら重役の報酬やら、毎月百数十万円を使い、しかも外国まで出張をしていろいろの調査をし、現在すでに四千数百万円というお金さえ使つておるわけです。ここに私は大きな問題があると思ふ。

第四点は、大蔵省がこのような官利事業に隨意契約で売り払いができない、特に大蔵省の審議会で県へ都市公園として無償貸し付けにきまつた、そうしてあとはもう契約するだけだという国有地に、これを譲り渡せるかもしれないというようなことを暗示している人が大蔵省の中におるわけであり、ですから県の執行部も、できるものと期待して一生懸命やつておる。また会社のほうも、一生懸命事業を進めておるという段階です。

第五番目は、その原因は一体何にあるか、おそらく私は先ほど官房長が言われたように、行政がでんでんばらばら、大蔵省が相手によつてそれぞれ都合のいいことを言っているんじゃないかと思うのです。

だいたいいろいろのことを申し上げましたけれども、私はこういうことを放置していくことは、地方の行政ばかりでなく、地方の財政についても非常に大きな問題であると思ふ。

時間が長くなりますから、説明はその程度にして、あと大蔵省に質問をいたします。

大蔵省の管財局はこのサイエンスランドという会社の事業内容というものを一体いつお聞きになったか、また知つておるか、ちよつとお伺ひいたします。

○江守説明員 サイエンスランドの事業目的は何であるかということですが、サイエンスランドから国に對しまして、社堂の土地を貸してくれ、あるいは売ってくれという話は、事実問題としてあることは、この前の国会でお話しした

ました当時以来のことでございますが、ただ、いまも田川委員のお話にございましたとおり、あの土地は関東財務局の国有財産審議会におきまして、公園にするということがきまつておる土地でございますので、そのような土地につきまして、サイエンスランド側から売つてくれという申し出がありまして、これを私も受け付けておるわけにはまいりません。したがって、財務部にその申請書を持ってまいりましたことは事実でございますが、右のような事情を申し上げまして、一応お預かりをしておる。したがって、財務局のほうにも申請をしていないという状況でございます。したがって、事業内容につきまして、私どもはそういった行政の仕方の手順としての正式の場において、仕事の内容はどういうものであるかということとは伺つておりません。ただ、株式会社としてもうできております。株式会社を設立いたします際には、有価証券届け出ということをしていたしました。理財局系統のほうでそれを審査いたしました。その際におきまして、正式に企業目的を伺つておりますので、理財局のほうから、その仕事の内容はどういうものであるかということとを伺つておりますので、いま田川委員のおっしゃいましたとおり、科学の内容を子供に教えるためのいろいろの施設をするとか、あるいは科学館、博物館その他スポーツ関係にまで及ぶ、そういった社会的な関係のある施設をつくることを目的としておるということは承つております。

○田川委員 いまおっしゃつたことは、全くの公式論です。

それでは、もう一度お尋ねいたします。大蔵省の管財局は、実際に当事者から何らの話の内容も受けておりませんか、非公式に……

○江守説明員 会社設立の当時におきまして、設立委員の代理の方が見えて、こういう会社をつくるというパンフレットをお持ちになりました。拝見したことはございます。

○田川委員 拝見して、見ておられるわけです。非公式に話を受けておるわけです。それでしよう。

○江守説明員 話を受けるということの意味でございますが、国有財産を払い下げてくれという話につきましては、私もさき申しましたとおり、いまの段階におきまして、とうていそのお話を受けるわけにはまいりません。ただ、おいでになりました。こういう会社をつくるんだというお話をなさいました。それを承りましたという意味で、話を承つたということです。

○田川委員 そんなことはないです。現にここに大蔵大臣あての陳情書を私は持つておる。そして、すぐこれを進めてくれ、事業内容はこういうものだということの陳情書を持つていつてゐるんです。そればかりではない。あなたはそういうことを言われまうけれども、あなたの部下のところには何回も足を運んでいる人がいるのです。その人が直接私に、これこれこういうわけだと、これほど詳しく説明しているのだということを言つておられます。もしあなたがそういうことで、全然会社の内容も、払い下げを早く促進してくれということも聞いていないとおっしゃるならば、この次の委員会に私は参考人として呼んで、ここで証明をいたします。その確證は私一人ではありませんが、第三者を入れて、だれにどういふことを言つたかという証明を、はっきりここでばくは証明させてみせます。いまここで議論して、内容を聞いていないとかどうとか言つても水かけ論になりまうからやめますが、大蔵大臣あての陳情書が出て読んでいるはずですよ。市村清、長沼弘毅、藤井内午、岡平木信二、駒井健一郎、本間嘉平、藤川一秋、岡崎真一、安西正夫、松原与三松、五島昇、藤井深造。重役になっておられる、あるいは発起人の一人になつておられる財界の方々から、大蔵大臣あての陳情書が出てゐるわけです。これはもう水かけ論でありますから、その実証をここで次の機会にいたせば、あなたの言つてゐることが間違ひだということがわかります。

そこでもう一つお聞きしたいことは、県のほうと大蔵省の管財局は、お話しになったことがあるかどうかということをお聞きしたい。

○江守説明員 その前に、先ほど申しました点に少しふえんさせていたきたいと思います。話の内容は聞いてゐるのでございます。聞いてゐるが、それは国有財産を払い下げてくれというお話として承つてゐるわけではない。そのところは、ことばになりますとはなはだ変なことでございまして、なぜそういうことになつたかというこの経緯を申し上げないと御理解願えないと思ひますので、少し申し上げさせていただきますが、基本的には国有財産審議会が払い下げ方針をきめたこととございますので、その方針が変更にならない限り、私どもは、その土地をどう処分するか、ましてやその相手方をどこにするかというようなことは、行政的に考慮できないこととございます。この点はおわかりいただけると思ひます。でございますが、先ほどいろいろのお話がありましたが、もうあの土地は公園にしない、サイエンスランドというものに利用したい、こういう御希望を持つておられます。その点につきましては、幾ら県知事御自身がそういうふうにならざるを得ない、私どもは県全体の御意思を伺わねえ限りは、神奈川県としてあの辻堂の土地は、公園としてもう要らないのだという態度がおきまりになつたということに受け取るわけにはいきません。ましてや、県会の方で、三月の末ごろには地方自治法に基づくとこの御意見の御提出もあつたわけでございます。したがって、この問題は慎重に県側の態度のおきまりになるのを待たなければ、国として何らのアクションはとれないということが基本的態度でございます。その後、県側の事実上の動きでございますが、県側も、もう公園でなくいいのだというような動きが實際問題としてだんだん濃くなつてきてゐるというふうな情勢を承つております。その一つは、神奈川県議会の議長のお集まりで、あの土地は、サイエンスランドが非常に公益性のあるみんなに親しめるものであるならば、これにこういつた計画を実現したい、そのために早く仕事を始めてほしいというような、これ

また意見書を出しにになっておるというような事情もございまして、だんだん県それ自体もそういうお考えに進んでおるのではないかとというような客観情勢であると私も見ております。でございますが、これはあくまで客観情勢の判断でございますが、国といたしましては、県知事から正式に、あの土地はもう公園として要らないのだというふうな御返事をいただかない限り、あの土地をほかの者にどうするのだというふうなことは全然考えていないのでございます。私の申しましたことは、もっぱらそういうことでございまして、御了承を願いたいと思うのであります。

○田川委員 質問をそらしては困るのです。県側と話をしたことがあるかどうかということを私はお尋ねしておる。

○江守説明員 県側には、いま申しましたような意味におきまして、すみやかに県側の正式の態度をお知らせ願いたいということをお願いしてございします。

○田川委員 これはもう重大問題なんです。県側のだれとお話しになりましたか、お伺いしたい。

○江守説明員 横濱の財務部が神奈川県の副知事にお会いいたしまして、その旨をお伝えしてございします。

○田川委員 何という副知事にお話しいたしたのか。

○江守説明員 名前を失念いたしておりますので、後日お答えさせていただきます。

○田川委員 先ほどの局長のお話に県側でもだんだん変わってきたということ、また市長会のほうからいろいろ陳情があったというお話を言われましたけれども、私も実は陳情を受けたのであります。あなたが国会でそういう質問をされたことがあるけれども、どういうことかということをお聞きに來られ、かつ陳情に來られたので、聞きますと、実は大蔵省の方々が、あれは県を撤廃してくれれば、あの土地をサイエンスランドに払い下げることができるといふことを言ったので、自分たちはそれならいいだろうということ、そういうことで

陳情に來たのだ。そこで私は、自分の非常に浅薄な知識でありますけれども、それはちょっと無理だよということをお願いしたところ、納得をされました。現にいま神奈川県の県会でもこの問題が取り上げられておいて、そうしていま同じような問題がやりとりになっております。

これはもう少し質問をあとに延ばしまして、時間がたちますので、さらにもう一つお伺いいたしますが、株式会社サイエンスランドは営利事業であるのかないのか、これをお伺いしたい。

○江守説明員 営利事業でございます。

○田川委員 神奈川県の知事が大蔵省の国有財産の関東地方審議会の委員であるということ、それから逆にサイエンスランドを熱望しておるということ、矛盾するような感じを私も受け取るのでございしますが、この点についてのお考えを伺いたい。

○江守説明員 一度おきめになりましたことと違ふことを仰せになりますので、その限りにおきましては矛盾したかと思ひます。でございしますが、きまりましたのが三十五年の十一月でございまして、いまに至るも事業決定がないという県の情勢を考えますと、その間事情の変更があつて、県知事としてはだんだんお考えがお変わりになってきておるのだというふうな思つておるわけでありま

す。

○田川委員 三十五年に大蔵省の審議会で決定された。これはいままでの例からいいますと、審議会で決定したものはもうそのまま決定されて、すべてこれは事業に移されておる。おそくとも二年くらいで事業決定をし、事業を始めておるわけですね。現に私が先ほど申し上げましたほかの学校であるとかいふものはみな手をつけて、相模工業学園などももう事業を始めておるわけですね。四年、足かけ五年間になって、そして大蔵省がそれを放置しているということ、大蔵省がそのまま黙つておるということが、こうした混乱を招く大きな原因になると私は思う。大蔵省の大きな怠慢ではないか。審議会で払い下げが決定して、四年

間もほつておいてそのままでいいと思ひますか。神奈川県に対して、もう少し早く事業決定を出さない、県立公園を出さないといふことを、いつ大蔵省は神奈川県に対して指示をなさつたか、問い合はせたかお伺いしたい。

○江守説明員 仰せのとおり、審議会できまりましたこととございします。でございしますが、事業の主体は神奈川県でございます。神奈川県が事業決定をなさり、予算をおつけにならない限り、公園ができないのでございします。でございします、私どもとしては、神奈川県のほうに早くこれを公園にできるように、国が神奈川県に無償で貸し付けができるような事態を、すみやかにつくつていただきたいといふことを何度も申し上げたのでございします。何度も申し上げたのでございしますが、文書で、早く、そういう意思を示していただきたといふ申し上げましたのは、ことの初めに財務部から神奈川県に申し上げたということとございします。

○田川委員 公式に文書で言つたのはことし——私は昨年の暮れと聞いておりましたけれども、まあことし、ずいぶん怠慢なことじゃありませんか。あなたは先ほど公式論を盛んに言つておられた。公式には全然陳情を受けないとか、事業の内容を聞いてないとか言つて、いろいろ言われておりましたけれども、その公式論からいつたら、これほど怠慢なことではない。これが国の行政機関と地方団体との連絡が非常に緊密が悪いという点の一つです。しかし、これはまた別の機会にさらに詳しく私はお伺いしたい。

そこでもう一つ聞きたいのは、住宅公園のいわゆる住宅と、先ほどあなたが営利事業と言われたサイエンスランド株式会社とは、どちらが一体公共性を持っておるかお伺いしたい。

○江守説明員 公共性と申しますと、いろいろ内容を持つわけでございまして、住宅政策を実現するために住宅を提供するということも非常に公共的なものでございします。青少年の科学知識を啓発するために、それのできるような施設をつくるということも公共的なものでございします。これは

それぞれ、そのときどきによって判断さるべきものと思ひますので、一がいどちらがどちらということとは私ども言えないと思ひます。ただ本件の場合のサイエンスランドにおきましては、サイエンスランドは少なくとも、そういう目的は持つておりますけれども、株式会社の形態においては営まれる営利事業でございしますと、国有財産を払い下げるといふ観点から申しますと、住宅公園のほうが優先するであらうと私もは考えます。

○田川委員 ちょっと前置きのほうで私は非常に不審な点がある。これは前置きを言う必要はない。当然住宅公園のほうに公共性があるということとはあたりまえです。株式会社は営利を目的としておる。新聞社も、公共性はあるけれども、商業新聞なんです。営利を目的としておる。その中に公共性がどの程度あるかということが問題なのであつて、いま私が申し上げました住宅公園の住宅と株式会社サイエンスランドとは、どちらが公共性があるかといふ、さきあなたに最後に言つたこと以外にないのです。公園に完全に公共性がある、こういうふうな認めざるを得ないと思ひますが、もう一度確認をしたい。

○森田委員長 田川君に申し上げます。質問の途中でたいへんお氣の毒だと思ひますけれども、大臣が、十二時十五分までしかここにいられないので、その間に、いまの答弁はあと回しにして、安井さんにやつていただきます。安井吉典君。

○安井委員 それでは十五分には大臣がお立ちですうですから、その間、先ほどの続きをちょっと伺つておきたいわけでありませう。

私が先ほど、大臣がお見えになる前に伺つたのはこの点です。つまり、連絡会議法案の審議に入るといたしましたが、私どもはとも地方交付税特別法案の審議について、非常な不満を持つていふというのを申し上げていたわけですね。つまり、私どもは五日に質疑を打ち切つて、七日に参議院のほうに渡したわけですね。ところがその審議の中において、期末手当てにプラスアルファしたもののについては、特別交付税から差し引くといふふ

うな趣旨の財政課長内簡か何か、そういうものが
出たということをお伺いわけでありませうけれども、
私どものこの審議の中には、そういうような内容
については、つまり公務員の給与がどうなるのか、
あるいは特別交付税の配分がどうなるのか、
そういうような重大な点について政府の御見解は
少しもお示しにならなかった。私どもの審議が終
つたときに財政課長が通達をお出しになつて、
そして地方に大きな混乱を巻き起こしておら
れる。私どもは、国会の審議の中で、自治省の行
政指導のすべての面をこまかくはならないと
は考えませうけれども、そういう重大な問題につ
いては、真剣な審議の際でございまして、その
際にやはりあらかじめお話しおきを願いたいわけ
です。何か衆議院の審議だけを終えさせておい
て、そのあとでこっそり内閣通達をお出しになつ
た、そういうふうな、どうも作爲的なお気持ち
があつたのではないか、そういうふうな私どもは疑
問を持つわけでありませうが、その点大臣のお考
えを伺いたいわけですね。

○吉武国務大臣 実は率直に言ひまして、私は存
じませんで、事務当局で出したものでございま
すが、その趣旨は、私の気持ちそのままを体して出
してあるわけではございまして、衆議院の審議が済
んで出したのか、そういう作爲は全然ないと思ひ
ますけれども、その趣旨は、御承知のように、今
度の財源措置につきましても、国家公務員に準じ
る、人事院の勧告を尊重しなければならぬ、国
家公務員に準ずるとすると財源がどうかというこ
とで、いろいろ苦心をいたしまして、百五十億政
府資金から借りて、あとで返す、まあ異例の措置
でありますけれども、苦勞してやっただけであり
ます。それに地方のほうで、国家公務員以外にア
ルファをつけて出される。こういうことになりま
すと、それだけの財政的な余裕があるならば、な
いところと同じように特別交付税で考えるといふ
ことは行政指導としておもしろくないじやない
か、こういうことで特別交付税の配分につきまし
ては考慮しなければならぬ、こういうことであ
ります。

御承知のように、自治体のことでありますから、
私どもがきつと何もかもきつとやめんにと
いうわけにはいかぬかと思ひますけれども、いなか
のほうにおきましては、国家公務員に準じないの
がまだ相当あり、これを上げるのに私どもは一生
懸命苦勞しているときでありますから、国家公務
員に準じたベースよりも、金があればよいやう
ぞ、こういうことになりましては、私ども行政指
導する上においては非常にむづかしい。そこで国
家公務員が二・四でがまんをしてゐるのですか
ら、地方の公務員もひとつそれががまんをしてい
ただけでないか、それをどうしてもがまんできぬ
といつてお出しになることは、これは自治体のこ
とだからやむを得ませうけれども、そういうこと
は特別交付税の配分については全く同じに取り
扱うというわけにはいかないので、その際にはそ
れだけ余裕があれば考慮するぞ、こういうことで
ございまして、この点は悪意も何もございませ
ん。ひとつ御了承を賜つた、かように存する
わけでございます。

○安井委員 内容の問題については、ひとつ資料
としてその内簡の写しを御提出をいただきまし
て、それで明後日の委員会の際に、その内容につ
きまして私もお尋ねをいたしたいと思ひます。そ
ういふふうにお取り運びをお願いしたいわけござ
います。

きょうは時間ありませんので、大臣に伺いた
いののは手続の問題です。いまのお話によりまし
と、その内簡は、大臣の知らないうちに出了とい
うことでありますが、自治省の役所の中では、大
臣の御存じないような通達で、内簡か何かわか
りませうけれども、どんどん地方に出ているの
か、それでいいのですか。

○吉武国務大臣 私は、日ごろ事務当局には、私
の構想はいろいろある機会を通じて述べておりま
すし、また毎週一回省議等を行ないまして、私の
考え方というものは徹底しておりますので、その
趣旨に沿つて事務当局が出ておるのでありま

す。大臣が通達やら何かを一々決裁するというこ
とは、実は非常に煩瑣でございまして、事務当
局にまかしておる、こういうことでございませう。
○安井委員 その内簡なるものは、地方自治法上
のどういふふうな法的効果を持つものですか。

○吉武国務大臣 行政指導でございませう。

○安井委員 財政課長が行政指導できるのです
か、大臣に無関係にです。

○吉武国務大臣 それは私の趣旨を体してやつて
いることでございませう。意に反してやつてゐるわ
けではございませう。

○安井委員 その場合は、これは内簡ではないの
ですか。正式公文書ですか。

○吉武国務大臣 内簡でございませう。

○安井委員 しかしその内簡なるものが、地方自
治体の中にきつめて大きな影響を与えてゐるので
すよ。あつての委員会では私はよく伺ひたいわ
けであります。自治体の賃金決定の問題につ
いては、地方公務員法の規定もあるし、それからま
た地方交付税の問題につきましても、地方交付税
法の規定によつて運用がなされてゐるはならぬ
い。そういうふうな現実の法規規定があつて、また一
方自治体と国との関係については、内閣総理大臣
に調整の権限は一応与えられております。この法
律の中では、大まかな指導権限も自治大臣と書い
てないで、内閣総理大臣と書いてありますね。そ
れぐらい地方自治の本旨を尊重した政治のあり方
が、私は自治法の中にはつきりあると思ひます。
よ。それが内簡によつて——それは、内簡であつ
て、正式なものはないで出すのだ、そういうふう
に言われるかもしれないけれども、現実にはそれ
が大きな法律効果を地方に与えてゐるわけでは
すよ。地方における職員団体の団体交渉と自治体の
首長の条例案をつつて議案に提案をする権利と
か、そういうようなものが、内簡というふうな法
的な効果を持たないという書簡によつて、現在
の段階では非常に大きく動かされてゐるわけでは
すよ。そういうふうな内簡指導というふうな
ものが、しかもそれは大臣があまり御存じない

という、大臣の知らないうちに出した、これは大
臣の意を体して出したのだらうというふうな先ほ
ど言われますけれども、命による正式の通達でも
何でもありません。それが法律的な、行政的な大きな効
果を現実には地方の中に与えてゐるわけですね。そ
ういふようなあり方を私は正しいと思ひないの
ですが、どうでしょう。

○吉武国務大臣 実は行政指導にはいろいろござ
いまして、大臣の命令で出す場合もありますし、また会議
の席上で指示する場合もありますし、それはいろ
いろな形があると思ひます。要するに今回の処置
は、先ほど申しましたように、もし地方に財源がう
んとあつて、自治体がそれで十分であるといふこ
とであれば、自治体の権限で御処置になることも
やむを得ぬかと思ひますけれども、御承知のよう
に非常に財政が窮乏だ、交付税の引き上げまでも
やらなければならぬ、借入れ金でもつてまかな
わなければならぬ、こういうふうな窮乏なときに
、国家公務員に準ずるといふことで、そういう
無理をしてゐるときでありますから、国家公務員
が二・四でがまんをしてゐるときに、地方公務員
のほうでがまんできない、それでもと出す、こ
ういふようなことをもし自治省が行政指導もでき
ないでほつておく、こういうことになりまして、
私はこれはやっぱ行政指導としてはおもしろく
ないのじやないか、したがって私どもは国家公務
員に準じて取り扱わないところはまたやましま
しう言つて、君らは無理だらうけれども、国家公務
員の給与に準ずるうちに、ひとつ何とかやらない
かという指導もしてゐるわけでありませう。です
から、それを上回つていくといふところについて
は、やはりひとつ遠慮したらどうかという指導も
するといふことで初めて地方行政といふものの指
導ができることでありますので、自治体は自治体
の権能がありますから、かつてにやると言われ
ばそれはやむを得ぬと思ひます。やむを得ぬけ
れども、そういう指導をするといふことは、これは
やっぱ大事なことであつて、したがって、それ

について自治省としてもめんどろを見てとつてい
るわけでありまして、この点はひとつ御了承賜
わつて、形式上の内簡がいいとか悪いとかいう御
趣旨はあらうかと思ひますけれども、これは全く
私の平素部下に申し伝えておつた趣旨に沿つて
やつてゐることでございますので、御了承いた
さしたいと思います。

○安井委員 私はその内簡といふものを、一切拒否
するものではありません。一つの法律ができた
あるいは省令ができた、総理府令が出た、そう
いうものに対して、その解釈を付していくといふ
なら、これはわかりやすい。そういう解釈は実際
はこうなんだという課長内簡でも何でもよい、係
長内簡でも何でもよい、それはいいと思ひます。
しかしプラスアルファしたやつは、特別交付税か
ら差し引くのだという、そういうような法律根拠
は、いまのところないでしょう。将来はそういうも
のを出すかもしれないけれども、将来出すかもし
れないやつを、いまのうちから課長内簡といふ
形ではつきり出して、それも将来影響が出るとい
うのならないけれども、いま大きい影響を与えて
いるわけですよ。総理府令で将来お出しになるか
もしれない。それは総理府令が出たときから効果
が出てくるかもしれないけれども、実はいま、そ
の内簡が混乱を起してゐる。そういうことから
すれば、その内簡といふものは法律よりも、ある
いはゆるいふるな政令その他の命令よりも、もっと
強い力を今日現実に持つてゐるわけですよ。そう
いう形の内簡の出し方といふのは、私はおかしい
と思ひます。それは総理府令が出てしまつて、
その解釈をやるのならばいいですよ。あるいは
またほかの場合なら、それによつて混乱を起さ
ないといふ場合なら、あるいはいいかもしれない
けれども、将来こんな形で出るだらうといふこ
とをいま出すことによつて、地方における団体交
渉その他にも非常な大きな影響を与えてゐる、
そういうことになりまして、この内簡といふもの
はおそろしいほどの影響を与えてゐるわけですよ。
どうもそういう内簡の出し方自体が非常におかし

のではない。内容については明後日さらにお尋
ねをいたしたいと思ひますけれども、内簡の出
方自体がずいぶん——ちょっと聞いてみましても
局長の正式の通達、これは次官通達もあるでし
う。そういう通達のほかに、自治省は内簡形式で
す。そういうふうな手紙をたくさん出してゐられ
て、それが地方に対して非常な大きな影響を与
てゐるというところは、たいへん疑問があると思
ひます。しかも課長だけの手紙ですよ。大臣の命
によるものとも書いてないわけですよ。課長が
ごきげんいかがですか、そう書きながら、内容に
おいては非常な大きな影響力を持つような規定を
その中に掲げてゐる、こういう指導のやり方自体
私は非常におかしいと思ひます。どうでしょ
う。

○吉武國務大臣 先ほど来申し上げましたよ
うに、形式といたしましてはいろいろの形式がござ
いますから、そのような形式をとることも一つで
ございましてけれども、問題はいまの内容の問題、
實質の問題は先ほど申し上げたようなところでござ
いますと同時に、このことは私としては今日の
自治体の指導としては一番大事なことでありま
して、平生私がよくこれは部下にも趣旨を徹底し
ておるところでございます。それでないといふ
と、自治体といふものがそれだけかつてに取り
扱つていきましたと、そうでなくとも地方財政とい
うものは逼迫してゐるものでありますから、その点
はわれわれ国としても、何とかして責任を持つて
処置をとつてゐることですから、それをやはり地
方の方も尊重していただかなければならぬ、わ
れわれも人事院の趣旨を尊重して國家公務員に準
じてやるということですから、地方もまたその趣
旨を尊重してやつていただきた、これは私はま
あ皆さま方も御了解をいただけたのではない、
かように思つておるわけでありまして。

○安井委員 大臣のお名前でもいろいろ通達をお出
しになつたりする、そういうようなことならこれ
は話のわかりやすいけれども、大臣は、私は知りま

せん。しかし課長が出したのであります。こういうこ
とでは私どもはこういうような重大な問題の扱い
方としては、少し自治省のいまのこの処理は不穩
当ではないか、そういうふうな考へるわけであり
ます。
大臣のお約束の時間になりましたから、その点
はあとでお伺ひすることにいたします。

○川村委員 関連して、大臣、時間がないそう
ですから、あさつていろいろ御意見を聞くことにし
て、いまの問題についてどうもお話を聞いており
ますと、大臣の趣旨はわかります。わかりま
すけれども、行政指導の面から考へても、少し逸脱
をしてゐるのではないかと疑ひが出てきま
す。また法律を少しないがしろにしてゐるの
ではないかという疑ひもあります。したがつて、その
内簡といふものをこの委員会に見せてください。
検討しないとわかりません。その内簡をひとつ資
料として提出していただき、それによつてあさつ
ていろいろ御意見を聞く、こういうことにしたい
と思ひますので、ぜひお願いいたします。

○門司委員 関連して、私は大臣に、非常に重大
な問題でありますからお聞きしておきますが、こ
れは自治省の行政実例としてお残しになります
か。これは非常に重要な問題です。課長通達が行
政実例としてもし残るといふことになりまして、
法律の解釈上、あるいは法律の取り扱い上、一つ
のはつきりした根拠ができてまいります。行政実
例でなければあとでどんなにでも直せると思ひ
ます。ところが行政実例になる危険性が非常にこの種の
ものは多いんですよ。これは奈良県の問題も、や
はり行政指導にひとしい問題が課長名で出てい
る。だから私は念のために聞いておきます。

○吉武國務大臣 内簡でありますから、私は行政
実例として残るものではないと思ひます。内簡は
どこまでも内簡だと思ひます。しかし、先ほど来
申しましたように、これは私としてはそういう指
導をしたい、この点ははつきり申し上げておきま
す。そうしませんが、今日地方行政、地方財政の面

におきましては、私はやはりかつてに各県でばら
ばらになつていきますと、なかなかこれはむずか
しい問題になると思ひます。それですから、御趣旨が
おわかりいただけますれば、形式の点はいら
あらうかと思ひますが、ひとつよろしくどうぞお
願ひいたします。

○森田委員長 江守国有財産局長。

○江守説明員 住宅公団とサイエンスランドとい
う営利会社と、どちらに公益性があるかという御
質問でございますが、住宅公団のほうが明瞭に公
益性があると思ひます。

○田川委員 先般の決算委員会で私が、あの辻堂
の演習地を住宅公団がもつともほしいのだとい
う意思表示があつたが、県が県立公園にするのだか
らもう少し分けてくれといふ話があつたように聞
いておるが、そういうことがあるかという質問を
したところが、あなたはそういうことがないとい
おつたけれども、もう一度その点をお伺ひ
したいと思ひます。

○江守説明員 どういうことでございませう
か。住宅公団からももう少し敷地がほしい、それに
対して県から県の公園をもつとほしい、こういう申
し出があつたといふことでございませうか。
ちよつと……

○田川委員 四月七日の決算委員会で、決算委員
の勝澤委員が「いま田川委員が言われた、住宅公
団が予定しておつたけれども、土地を割愛して県
立公園に譲られた」といふことについての真偽は
いかがですか。こういう質問に対して江守政府委員
は、そういうことはないといいことを言つておら
れます。そのとおりでありますかどうか。

○江守説明員 こういうことではないかと思ひま
す。三十四年の十二月に神奈川県知事、藤沢市
長、茅ヶ崎市長、この連名で払い下げ申請書が出
ておりますが、そのときの利用配分計画では、公
園として十五万九千坪ほしい、こういう申請でござ
いました。これに對しまして、先ほど申しまし
たように、三十五年の十一月に関東財務局の国有
財産地方審議会におきまして、配分計画をきめた

のでございます。そのときに公園地といたしましたのが六万坪ということでございます。そういう意味におきまして、当初の坪数が減ったということとを御質問になったのではないかと思います。それに対しては、私はその辺のところを明瞭に理解をせずに、国有財産地方審議会で答申をきめたあとにおいてなったのかというふうな受け取って、そのようなお返事をしたのではないかと思います。

○田川委員 その点はあまり私はこまかくお尋ねいたしません。ただ、ここであなた方に承知しておいていただかなければならないことは、あの土地については、住宅公団がすでに昭和三十三年一月二十二日に公式の文書として、当時の大蔵大臣一萬田尚登氏あてに日本住宅公団総裁加納久朗氏から「神奈川県藤沢市所在の辻堂演習地の利用について」という公文書を出して、これを住宅地にほしいというのを申し入れていたのです。そしてあととは非公式に神奈川県知事あるいは副知事と、住宅公団の加納総裁やその幹部の方々と、その相談を何回もされたわけです。そうして、結局、県立公園にするなら、これはほんとうに公共的なもので、県民のためのもので、県民がみんな使える公園であるからということで、住宅公団側は、涙をのんでという大げさでありますけれども、とにかく神奈川県に対してお譲りをしたわけです。私はそれを言っておる。

○江守説明員 サイエンスランドの話がでてからあと建設省から、そういう話があるならば住宅公団の土地にしたほうがいいではないかというようにお話を聞いておいて、住宅公団から、この土地を住宅公団のほうに出資をしてくれという申請書が出ました。でございますが、それに対しては、サイエンスランドと同様、この土地は審議会の議を経て公園ということにきまっております。

地であるから、一応お預かりをいたしておきますということにいたしましたわけでありませう。

○田川委員 これは誤解があるといけませんから……正式の文書だと思えます。そうではございませんか。

○江守説明員 住宅公団は正式の申請書としてお出しになりました。私も、形式的なことを申しますが、これを受け付けるわけには参りません。といひますのは、お申し出の土地は、審議会の議を経て公園ということに予定をされておるところでございますので、公園以外の目的に利用する申請書は受け付けるわけには参りません。ただ、事実問題といたしまして、サイエンスランドの話が出ておりますし、いろいろな話がございますので、お預かりをいたしますということでございます。

○田川委員 建設省の住宅局長から、建設省住宅第一〇七号、昭和三十三年四月七日、大蔵省管財局長殿として、こういう文書が正式に出されております。神奈川県藤沢市辻堂所在の国有地の日本住宅公団への出資について。昭和三十三年三月十五日付け日本住宅公団に対して現物出資された神奈川県藤沢市辻堂所在の国有地四万七千五百八十二坪二に接続する約五万六千坪の国有地については、現在なお未利用の状態にありますが、日本住宅公団からの要望もあり、検討しました結果、住宅用地取得難の現況等にかんがみ、日本住宅公団の住宅用地として利用することが適切であると考へますので、当該国有地の同公団への出資について特別の御配慮をいたさたくお願いいたします。こういう文書が出されているはずでございますが、いかがですか。

○江守説明員 いたしております。

○田川委員 地方行政に関連がありますので、もう少しお聞きしたいのですが、神奈川県の県議会ではいろいろこの論議が前にされました。そのときに、神奈川県の知事さんの答弁の中で非常に間違ったお考えがあるわけです。これは善意の間違ひだと私は思います。それは、大蔵省のあの審議

会で県立公園として無償貸付けの決定がされたというところは、あの土地に対して一つの権利であるというようにお話を承りました。おそれるから、もう少し具体的に申し上げますと、あの県議会で、もし県立公園としてわれわれがそれを放棄した場合でも、サイエンスランド以外のもので対しては断じてこれを譲るわけにはまいません。こういう答弁をされておるのです。これは参考に申したのですが、その審議会で決定されたものは一つの権利と見ていいのかわか。その配分された側の一つの権利であるかどうかということをお伺いいたします。

○江守説明員 権利ではございません。

○田川委員 それからも一つ、これは自治省のほうにお伺いしたい。行政局長にお伺いしたい。神奈川県の県の執行部は、サイエンスランドというものは営利企業であるけれども、これは公共性を保持せよとすれば持たせ得るのだ、だから県が監督して公共性を保たないよう、変な遊園地にしないうように、享樂施設にしないようにできる権利があるということを言っておられますが、知事は一般の株式会社に対して、そうした拘束ができるものであるか。知事というものはできるかどうか。私はできないと思ひますけれども、その点の御見解を伺いたい。

○佐久間政府委員 株式会社に対しては、法律に特別の規定がございせんければ、御説のとおり知事が特別の監督をするということではできません。地方自治法の中には、県が出資をいたしておるとか、特別の財政上の援助をしておるといふようなものにつきましては、ある程度の監督の規定がございしますが、そういうものに該当いたしませんければお説のとおりでございます。

○田川委員 もう一度確認いたします。法律上の何らかの規定がなければ、地方行政団体の長というものは民間の会社に対してそうしたような公共性を持たせるとか、持たせないとかいうような権限がないということですね。

○佐久間政府委員 そのとおり存じます。

○田川委員 それから大蔵省に続けてもう一、二お伺いしたいのですが、株式会社を設立する場合には、大蔵省に届け出をしなければならぬというのを先ほど言われました。これは資本金五千万円以上の会社でございますか。ちょっとその辺が私どもわからないのでございますが、お伺いしたい。

○江守説明員 私ここに法律がございせん、五千万円であるかどうかという点についてちょっとお答えいたしかねます。

○田川委員 私は専門外でございますから、全くわからないのでありますが、証券取引法の第四條にたしかそのような意味のことが書いてあるように思ひますけれども、あなたはお待ちですか。

○江守説明員 仰せのとおりであります。

○田川委員 先ほどあなたは、サイエンスランド株式会社設立にあたって、有価証券に関する届け出が理財局のほうにあったということでありまして、私の手元の資料によりますと、関理財第三六五〇号昭和三十三年三月十五日付で、株式会社サイエンスランド発起人総代長沼弘毅殿として、関東財務局長向井正文氏から届け出を受けたということを出しておりますが、この点についてお聞きになっておられるかどうか、お伺いしたい。

○江守説明員 聞いております。

○田川委員 このときに、あなたのほうの国有財産を扱う部局はこの会社の設立について、先ほどちょっと聞き漏らしましたけれども、御相談を受けたような話を聞きましたし、またそうでないようにも受け取れたのですが、その辺もう一度確認しておきたい。

○江守説明員 届け出をされたところにおきまして、こういうもくろみの会社をつくるのだというお話を承りました。そのもくろみを書きますと、辻堂の国有地を使うのだということが書いてございまして、したがって、これは困ります。辻堂の国有地というものは公園になる予定地であつて、いまあなたのほうで使うとか使わないとか事

業目録にもくろみをお書きになるような事項ではない、したがって、こういうことでは困るということをお願いした記憶があります。

○田川委員 おそらくそういう場合には両局が相談をして、できるものとできないものと判断をされて、むだなお金を使わせないということ、これがこの証券取引法の趣旨だと思ふのです。証券取引法の第五條の二項でも、この証券取引法で五千万円以上の資本金の会社が会社を設立する場合に、わざわざ大蔵省に届け出をしなければならぬという趣旨は、株主に対して迷惑のからぬように、損害がからぬようにするために、こういう規定をつくつたのだらうと思ふ。でありますから、あなたがいまおっしゃつたように、そういうことはできないのだということをはつきり言つたのなら、けつこうですが、私はどうもそういうことをあなたの方が言つてないように、逆に、これはできるのではなからうか、どんどん進めたらいかでしようか、この目論見書ではどうもちよつと不適当だから、この辺はこういうふうに直したらどうだというふうな助言を与えたいに聞いておるのですが、その辺はどうですか。

○江守説明員 私どもの立場からは、国有地を利用するという事業計画は絶対納得できない、ただしその点を除くならば、理財局でまた別の観点からこの会社の設立を認めるといふことについては、私どもにおいては何ら申し上げたことはないといふことは、明瞭にその当時関係の関東財務局理財部に私から申し入れをいたしております。

○田川委員 その当時、そういうことを言われたと言いますが、そのあたりに同じようなことをあなた方は言つておられるかどうか、その点をお伺いしたい。

○江守説明員 これは、先ほど来お話の間に出てまいりましたように、繰り返して恐縮でございますが、関東財務局の地方審議会でもつたこととございいますから、これと違つたことをやりますためには、また関東財務局の審議会にかけまして、かくかくしかじかの理由で当初の計画ができなく

なつた、これに對してこれの理由がこういう方面に利用せたらどうかという諮問をまいたさなければならぬのでございます。したがって、サイエンスランドをいまの段階におきまして、大蔵省が直接相手にいたしまして、これがいいとか悪いとか申せる段階ではございません。でございますが、事実問題といたしまして、仰せのとおりあつた会社がございまして、そうして神奈川県あるいは東京都、むしろあれは公園よりも、そういうふうな利用にやつたほうがいいのだというふうなお気持ちで濃くなつてきておるというふうな私どもも見ております。したがって、問題は、もしそれらのことがすべて整つたあとにおいて、サイエンスランドにそれじゃはたしてあの社長の土地を売ることができるといふ問題でございまして、この問題は、一般的に申しますと、営利会社に対して国有地を売れるかといふこととございまして、営利会社に対して国有地を処分した例はたくさんございまして、新産業都市で企業の誘致をするという際に、誘致されるべき企業を指名競争で誘致するというような事態は想像できません。いろいろお話し合ひの末に特定の企業をきめてその企業を誘致するのであります、その誘致するべき土地が国有地であるならば、その企業に隨意契約で売ることとあります。しからばそういう営利会社に対して隨意契約で——隨意契約といふ契約ができるかといふこととございまして、会計法と予決令の原則は、特定のものを列挙したものでございまして、のみ隨意契約をするといふこととございまして、またその例外といたしまして、幾つかの隨意契約ができる規定があるのでございまして、われわれが営利会社を相手にいたしまして隨意契約をいたしております根拠は、主としてその例外規定のうち、国にとつて特に有利な、著しく有利な価格で契約ができる場合には営利会社を相手にして隨意契約をしてもよろしいということが予決令の百二條に書いてございまして、それに基づいてやつております。したがって、サイエンスランドにつき

まして、先ほど申しましたようないろいろの条件が完全に整つたあとにおいて、そういうことが可能かどうかということをお願いするならば、そういう意味で可能だといふこととございまして、そういう気持ちのやりとりが、あるいはもうすでにそれにきまつたのだというふうなやりとりとしてお受け取りになる方々もあるいはあるのかもしれない。私どもの気持ちはもっぱらそういうこととございまして。

○田川委員 だんだん本題がちよつとわきにそれて、委員の方々にたいへん御迷惑をおかけいたしますので、この問題は別の機会にもう少し掘り下げて御質問をさせていただくことを御了解をいただきたいと思います。

ただ申し上げておきたいのは、あなた方がそうした業者と接触され、発起人の方々と接触されたことは、現にいたつた人から私は直接聞いておりまして、記録に残してある。速記をとつてあります。だから、これをいまここでどうこう言つてもかえつて御迷惑になりますから、これはとつておきますが、私はこれが実に重大だと思ひますことは、この株式会社が発足するときに、株式を募集したいわゆるこのサイエンスランドの中心の人物が、もし土地の入手ができなかつた場合には、募集した何億といふお金を株主の方々に全部返すといふ念書を入れているのです。にもかかわらず、先ほど言いましたように、毎月百何十万円という金を現在使いつつある。それから四千万円という金をすでに使ひ果たして、はたして集めた金を全部返せるかどうかかわらない。念書を私はここに持つております。おりますけれども、そういうことが一つある。

それからもう一つ、株主総会の際に、社長になるべき市村清さんという方があいさつをしております。そのあいさつは各株主だけでなく、各界の人に出してある。そのあいさつの中に非常に聞き捨てならないことが幾つかあるわけですね。たとえば「百社に余る財界の」トップクラスの方々がみんな署名してやつてゐるのだ。それが

「二、三の特殊な人々の妨害工作により、もしこれが流産するようなことがあれば財界にとりまして、甚だ好ましからざる先例を残す」ものと考えます。それから「一部の妨害にくじけるようなことをあれば、日本財界に取り返しつけない汚点を残すこととなります」まだあります。「日本の企業のためにも、それは大変な悪例を残すこととなります。一流の会社がこのような流言怪情報——確かに別の怪情報が出ておつたことは私も承知いたしますが、怪情報を気に病んで万が一尻込みするようなことがあつては日本の企業が泣きます。私はいままようして要点だけ飛び飛びに読んでゐるのです。私は義憤を感じるので、いかなる迫害、妨害にもめげず、私は断乎やり通すことをここに誓ひいたします。」というふうなことをこのまま、あいまにいつまでもして、おいて、はたしていいのかどうかといふことを、大蔵省に十分反省していただきたい。

それから先ほどの証券取引法のことにつきましても、私はもつと突つ込んでお話を申し上げたいし、隨意契約で、先ほどあなたが民間会社に国有財産を払い下げることができるといふことを言われました。確かにそれとありで、われわれ個人も払い下げを受ける権利がある。しかしそれにはおのずから制約がある。先ほどあなたが言われましたそういう問題については、あらためて私はあなたの方とじっくり討論をして結末をつけたいと思ひますが、私は非常に残念に思ひますことは、先ほど言いましたように、大蔵省の一部の方々が、地方団体へも、事業主に対して非常に甘いことを言つたために、地方団体も困り、それから事業主も困るような事態がやがて起るのではないかと、いふことを心配しておるのではありません。それから直接の関東財務局の局長の吉村さんという方も、非常に甘い考えをお持ちになつておられる。果に對しても、それから業者に対して、これは何とかいけるのだといふことを言つておられる。しかもその吉村さんという方の友人には、このサイ

エンスランドの関係者がおるわけです。また大蔵省の先輩の方々もおられるわけです。そういうことで誤ったことをやっては私はいかぬと思う。きょうはこの辺で私は質問を一応とどめておきますけれども、この問題は地方行政にとっても非常に重大な問題でありますので、別の機会に私はもう少し究明をさせていただきたいのであります。

そこで、委員長にお願いしたいのは、大蔵省に対して私は資料を求めたいと思う。それは、このサイエンスランドを大蔵省の関東地方審議会できめられた議事録、それから出席者の名前、それからいまから二年ぐらい前からの大蔵省の関東地方審議会の委員の出席状態、これを資料として提出をしていただきたい。

たいへん皆さんに御迷惑をかけましたけれども、一応質問を保留して、きょうは私はこれで終わりたいと思います。

○森田委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十分散会

昭和三十九年十二月十九日印刷

昭和三十九年十二月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局